

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 14 号

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市事務分掌規則(平成 19 年伊勢市規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 条 第 5 条」を「第 3 条 第 4 条」に、「第 6 条 第 9 条」を「第 5 条 第 8 条」に、「第 10 条 第 22 条」を「第 9 条 第 20 条」に、「第 23 条」を「第 21 条」に、「第 24 条」を「第 22 条」に、「第 25 条 第 28 条」を「第 23 条 第 26 条」に、「第 29 条・第 30 条」を「第 27 条・第 28 条」に、「第 31 条 第 35 条」を「第 29 条 第 33 条」に改める。

第 2 条第 2 項第 2 号中「第 2 条第 1 項」を「第 2 条」に改め、同項第 3 号中「伊勢市総合支所設置条例(平成 17 年伊勢市条例第 15 号)」の次に「第 1 条」を加える。

第 3 条の表以外の部分中「、室」を削り、同条の表総務部の部危機管理課の項を削り、同部の次に次のように加える。

危機管理部

危機管理課 危機管理係 防災係 防犯係

防災施設整備課 防災施設整備係

第 3 条の表情報戦略局の部行政経営課の項を削り、同部広報広聴課の項の前に次のように加える。

企画調整課 企画調整係

財政課 財政係

第 3 条の表健康福祉部の部健康課の項を次のように改める。

健康課 地域医療係 母子保健係 健康増進係 介護予防係

第3条の表健康福祉部の部介護保険課の項中「介護保険料係」を「介護保険料係 地域包括支援係」に改め、同部生活支援課の項中「福祉総務係 支援係」を「生活支援係」に改め、同項の次に次のように加える。

福祉総務課 福祉総務係 福祉法人監査係 臨時福祉給付金係

第3条の表健康福祉部の部長寿課の項及び障がい福祉課の項を削り、同部に次のように加える。

高齢・障がい福祉課 高齢福祉係 福祉支援係 障がい福祉係

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第6条の表以外の部分中「、室」を削り、同条の表総務部の部危機管理課の款を削り、同部課税課の款税務係の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同部収税課の款徴収第二係の項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 固定資産評価審査委員会に関すること。

第6条の表総務部の部の次に次のように加える。

危機管理部

危機管理課

危機管理係

- (1) 危機管理に関すること。
- (2) 国民の保護に関すること。

防災係

- (1) 防災会議に関すること。
- (2) 地域防災計画作成の統括に関すること。
- (3) 災害対策本部の統括に関すること。
- (4) 地震災害警戒本部に関すること。

- (5) 気象情報等の収集及び伝達に関すること。
- (6) 防災知識の普及及び啓発に関すること。
- (7) 自主防災組織に関すること。
- (8) 防災行政無線の管理運営に関すること。
- (9) その他防災に係る総合調整に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。
- (11) 部の庶務に関すること。
- (12) 部内の調整に関すること。
- (13) 部内他課の主管に属しないこと。

防犯係

- (1) 防犯推進協議会に関すること。
- (2) 防犯意識の啓発に関すること。
- (3) 自主防犯活動の推進に関すること。
- (4) 防犯関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 防犯灯の維持管理に関すること。
- (6) その他防犯に関すること。

防災施設整備課

防災施設整備係

- (1) 防災施設の整備に関すること。
- (2) 防災施設の維持管理に関すること。
- (3) 防災施設の調査、設計及び実施監督に関すること。
- (4) 主管する工事等の検査に関すること。

第6条の表情報戦略局の部行政経営課の款を次のように改める。

企画調整課

企画調整係

- (1) 総合計画に関すること。
- (2) 市政の基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- (3) 伊勢地区地域審議会に関すること。
- (4) 定住自立圏構想に関すること。
- (5) 局内の調整に関すること。
- (6) 局内他課及び室の主管に属しないこと。

第 6 条の表情報戦略局の部広報広聴課の款の前に次のように改める。

財政課

財政係

- (1) 予算編成に関すること。
- (2) 歳入歳出予算の配当令達に関すること。
- (3) 予算執行の統制及び指導に関すること。
- (4) 財政調査及び財政計画に関すること。
- (5) 地方交付税、地方譲与税及び交付金（課税課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 市債に関すること。
- (7) 基金（積立金）及び債権の管理に関すること。
- (8) 財政状況の公表に関すること。
- (9) 決算に関すること。
- (10) その他財政に関すること。

第 6 条の表情報戦略局の部広報広聴課の款広報広聴係の項中第 9 号を削り、同表環境生活部の部市民交流課の款市民交流係の項第 8 号中「国際化施策の企画及び調整」を「多文化共生に関する調査研究、企画・調整及び推進」に改め、同項第 9 号中「国際交流の推進」を「国際化施策

に関する企画・調整及び推進」に改め、同部戸籍住民課の款証明系の項第3号中「及びストーカー行為等」を「、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為」に改め、同表健康福祉部の部健康課の款を次のように改める。

健康課

地域医療係

- (1) 休日・夜間応急診療所に関する事。
- (2) 地域医療及び救急医療に関する事。
- (3) 感染症の予防に関する事。
- (4) 予防接種に関する事。
- (5) 献血に関する事。
- (6) 伊勢市民健康会議に関する事。
- (7) 保健センターの管理に関する事。
- (8) 課の庶務に関する事。

母子保健係

- (1) 母子保健事業に関する事。
- (2) その他母子の健康の保持増進に関する事。

健康増進係

- (1) 健康づくり事業の総合的企画及び調整に関する事。
- (2) 成人及び健康増進事業に関する事。
- (3) 精神保健事業に関する事。
- (4) 国民健康保険特定保健指導に関する事。
- (5) その他成人の健康の保持増進に関する事。

介護予防係

- (1) 介護予防事業に関する事。

- (2) その他高齢者の健康の保持増進に関する事。

第6条の表健康福祉部の部介護保険課の款に次のように加える。

地域包括支援係

- (1) 虚弱高齢者の介護予防に関する事。
- (2) 高齢者の総合相談及び支援に関する事。
- (3) 高齢者の権利擁護に関する事。
- (4) 高齢者の虐待防止に関する事。
- (5) 地域包括ケアに関する事。
- (6) 地域包括支援センターに関する事。
- (7) 在宅介護支援センターに関する事。
- (8) その他地域支援事業に関する事。

第6条の表健康福祉部の部生活支援課の款福祉総務係の項を削り、同
款支援係の項を次のように改める。

生活支援係

- (1) 生活保護に関する事。
- (2) 要保護者及び要保護児童の調査及び指導に関する事。
- (3) 行旅病人及び行旅死亡人並びにこれらに準ずる者に関する
事。
- (4) 中国残留邦人等の生活支援に関する事。
- (5) 保護金品及び中国残留邦人等支援給付金の支払及び経理に
関する事。
- (6) 生活困窮者自立促進支援に関する事。

第6条の表健康福祉部の部生活支援課の款の次に次のように加える。

福祉総務課

福祉総務係

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) 福祉の総合的な企画及び調整に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりの調整に関すること。
- (4) 福祉関係団体の育成指導に関すること。
- (5) 社会福祉事業及び社会福祉事業団体に関すること。
- (6) 福祉施設等との連絡調整に関すること。
- (7) 福祉健康センターの管理に関すること。
- (8) デイサービスセンターの管理に関すること。
- (9) 小俣保健センターの管理に関すること。
- (10) ハートプラザみその管理に関すること。
- (11) なごみのやかたの管理に関すること。
- (12) 寄贈金品に関すること。
- (13) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (14) 民生委員推薦会に関すること。
- (15) 保護司等に関すること。
- (16) 災害救助及び援護物資に関すること。
- (17) 旧軍人恩給及び遺家族等援護に関すること。
- (18) 福祉資金貸付事業に関すること。
- (19) 課の庶務に関すること。
- (20) 部の庶務に関すること。
- (21) 部内の調整に関すること。
- (22) 部内他課の主管に属しないこと。

福祉法人監査係

- (1) 社会福祉法人に関する定款の認可、報告の徴収、検査、業務停止命令等及び解散命令に関すること。

臨時福祉給付金係

- (1) 臨時福祉給付金に関する事。

第6条の表健康福祉部の部長寿課の款及び障がい福祉課の款を削り、同部に次のように加える。

高齢・障がい福祉課

高齢福祉係

- (1) 老人クラブに関する事。
- (2) 高齢者の敬老祝いに関する事。
- (3) 老人乗合バス運賃助成に関する事。
- (4) 養護老人ホームの入所に関する事。
- (5) 認知症対応共同生活介護事業に関する事。
- (6) その他高齢者の福祉に関する事。

福祉支援係

- (1) 災害時要援護者に関する事。
- (2) 老人福祉センターに関する事。
- (3) 健康ひろばの管理に関する事。
- (4) 高齢者、障害者等の生活環境等の支援に関する事。
- (5) 身体障害者手帳に関する事。
- (6) 療育手帳に関する事。
- (7) 精神障害者保健福祉手帳に関する事。
- (8) 特別障害者手当等に関する事。
- (9) 障害者等の自立支援医療に関する事。
- (10) 課の庶務に関する事。

障がい福祉係

- (1) 障害福祉サービス等の給付等に関する事。

- (2) 障害者等の生活支援に関すること。
- (3) 障害者等虐待防止に関すること。
- (4) 相談支援センターに関すること。
- (5) 身体障害者福祉センターに関すること。
- (6) 重度身体障害者デイサービスセンターに関すること。
- (7) 障がい者就労支援施設に関すること。
- (8) その他障害者等の福祉に関すること。

第 6 条の表都市整備部の部用地課の款用地係の項に次の 2 号を加える。

- (5) 公共用地・代替地取得事業（土地取得特別会計）に関する
こと。
- (6) 土地開発基金（積立金）及び債権の管理に関すること。

第 2 章第 2 節中第 6 条を第 5 条とする。

第 7 条中「第 5 条」を「第 4 条」に改め、同条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

第 2 章第 3 節中第 10 条を第 9 条とし、第 11 条から第 13 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 14 条第 1 項中「又室長」を「又は室長」に改め、同条を第 13 条とし、第 15 条から第 20 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 20 条の 2 第 1 項中「係、検査室又は健康課」を「係又は検査室」に改め、同条を第 19 条の 2 とし、第 21 条を第 20 条とし、第 22 条を削る。

第 23 条第 2 項の表地域振興課の項第 8 号中「及び交通安全」を削り、第 3 章第 1 節中同条を第 21 条とする。

第 3 章第 2 節中第 24 条を第 22 条とする。

第 3 章第 3 節中第 25 条を第 23 条とし、第 26 条を第 24 条とし、第 27 条を第 25 条とする。

第 28 条第 5 号中「前 4 号」を「前各号」に改め、同条を第 26 条とする。

第 29 条第 1 項の表総合支所の項中「係長」を削り、同条第 2 項の表総合支所の項中「主幹」の次に「、係長」を加え、第 3 章第 4 節中同条を第 27 条とし、第 30 条を第 28 条とする。

第 4 章中第 31 条を第 29 条とする。

第 32 条第 2 項中「等（グループを含む。）」を削り、同条を第 30 条とし、第 33 条を第 31 条とし、第 34 条を第 32 条とする。

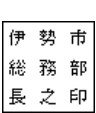
第 35 条中「第 32 条第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に改め、同条を第 33 条とする。

（伊勢市公印規則の一部改正）

第 2 条 伊勢市公印規則（平成 17 年伊勢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表部長印の部中

「

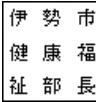
	てん書	方 21	部長名 の文書	総務課長	1	を
---	-----	------	------------	------	---	---

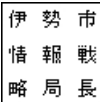
」

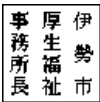
「

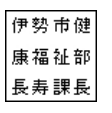
	てん書	方 21	部長名 の文書	総務課長	1	に改め、
	れい書	方 21	部長名 の文書	危機管理 課長	1	


」

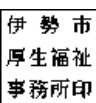

同部  の項中「生活支援課長」を「福祉総務課長」に改め、同

表局長印の部  の項中「行政経営課長」を「企画調整課長」

に改め、同表所長印の部  の項中「生活支援課長」を「福祉総務課長」に改め、同表課長印の部中

	れい書	方 21	口座振替停止依頼書	長寿課長	1	を
---	-----	------	-----------	------	---	---

	れい書	方 21	預金口座振替納付書送付明細	高齢・障がい福祉課長	1	に
---	-----	------	---------------	------------	---	---

改め、同表所印の部  の項中「生活支援課長」を「福祉総務課長」に改め、同表センター印の部を削り、同表出納員印の部  の

項中「長方縦 16.5 横 16.2」を「長方縦 14 横 36」に改め、同部中

危機管理課の所管事務に係る諸収入金の収納	危機管理課長	1	を削り、
----------------------	--------	---	------

債権回収対策室の所管事務に係る諸収入金の収納	債権回収対策室長	1	を
------------------------	----------	---	---

債権回収対策室の所管事務に係る諸収入金の収納	債権回収対策室長	1	に、
危機管理課の所管事務に係る諸収入金の収納	危機管理課長	1	

防災施設整備課の所管事務に係る諸収入金の収納	防災施設整備課長	1
------------------------	----------	---

「

行政経営課の所管事務に係る諸収入金の収納	行政経営課長	1
----------------------	--------	---

を

「

企画調整課の所管事務に係る諸収入金の収納	企画調整課長	1
----------------------	--------	---

に、

「

人権政策課長	1
--------	---

を

人権政策課長	2
--------	---

に、

「

生活支援課の所管事務に係る諸収入金の収納	生活支援課長	2
----------------------	--------	---

を

「

生活支援課の所管事務に係る諸収入金の収納	生活支援課長	1
福祉総務課の所管事務に係る諸収入金の収納	福祉総務課長	2

に、

「

長寿課の所管事務に係る諸収入金の収納	長寿課長	1
障がい福祉課の所管事務に係る諸収入金の収納	障がい福祉課長	1

を

「

高齢・障がい福祉課の所管事務に係る諸収入金の収納	高齢・障がい福祉課長	1
--------------------------	------------	---

に、

」

教育委員会事務局学校教育課の 所管事務に係る諸収入金の収納	教育委員会 事務局学校 教育課長	1
----------------------------------	------------------------	---

を

教育委員会事務局学校教育課の 所管事務に係る諸収入金の収納	教育委員会 事務局学校 教育課長	1
教育委員会事務局社会教育課の 所管事務に係る諸収入金の収納	教育委員会 事務局社会 教育課長	4
教育委員会事務局スポーツ課の 所管事務に係る諸収入金の収納	教育委員会 事務局スポ ーツ課長	7

に改め、

教育委員会事務局生涯学習・ス ポーツ課の所管事務に係る諸収 入金の収納	教育委員会 事務局生涯 学習・スポ ーツ課長	6
---	---------------------------------	---

を削る。

様式第2号から様式第6号までの規定中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

(伊勢市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第3条 伊勢市個人情報保護条例施行規則(平成17年伊勢市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「及び伊勢市事務分掌規則(平成19年伊勢市規則第

8号)第22条第1項に規定するグループ長」を「(係を置かない所管課にあっては、所管課長が指名する者)」に改める。

様式第1号、様式第2号、様式第5号、様式第7号、様式第8号、様式第10号及び様式第18号中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

(伊勢市防犯推進協議会規則の一部改正)

第4条 伊勢市防犯推進協議会規則(平成17年伊勢市規則第96号)の一部を次のように改正する。

第9条中「総務部」を「危機管理部」に改める。

(伊勢市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 伊勢市職員等の旅費に関する条例施行規則(平成17年伊勢市規則第38号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「行政経営課長」を「財政課長」に改める。

(伊勢市会計規則の一部改正)

第6条 伊勢市会計規則(平成17年伊勢市規則第42号)の一部を次のように改正する。

別表総務部の部危機管理課の項を削り、同部の次に次のように加える。

危機管理部	危機管理課	課長	危機管理課の所管事務に係る諸収入金の収納	危機管理課員
	防災施設整備課	課長	防災施設整備課の所管事務に係る諸収入金の収納	防災施設整備課員

別表情報戦略局の部行政経営課の項を削り、同部広報広聴課の項の前に次のように加える。

企画調整課	課長	企画調整課の所管事務に係る諸収入金の収納	企画調整課員
-------	----	----------------------	--------

別表環境生活部の部人権政策課の項中「管理係長」を「人権政策課員」に改める。

別表健康福祉部の部生活支援課の項中「福祉総務係員」を「生活支援課員」に改め、同項の次に次のように加える。

福祉総務課	課長	福祉総務課の所管事務に係る諸収入金の収納	福祉総務課員
-------	----	----------------------	--------

別表健康福祉部の部長寿課及び障がい福祉課の項を削り、同部に次のように加える。

高齢・障がい福祉課	課長	高齢・障がい福祉課の所管事務に係る諸収入金の収納	福祉支援係員
-----------	----	--------------------------	--------

別表都市整備部の部都市計画課の項中「都市計画係員」を「都市計画課員」に改める。

別表教育委員会事務局の部生涯学習・スポーツ課の項を削り、同部文化振興課の項の前に次のように加える。

社会教育課	課長	社会教育課の所管事務に係る諸収入金の収納	社会教育課員
スポーツ課	課長	スポーツ課の所管事務に係る諸	スポーツ課員

		収入金の収納	
--	--	--------	--

(伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則の一部改正)

第7条 伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則(平成17年伊勢市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第5条中「生活支援課」を「福祉総務課」に改める。

(伊勢市障害者介護給付費等の支給に関する審査会規則の一部改正)

第8条 伊勢市障害者介護給付費等の支給に関する審査会規則(平成18年伊勢市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第6条中「障がい福祉課」を「高齢・障がい福祉課」に改める。

(伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則の一部改正)

第9条 伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則(平成18年伊勢市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第14条中「障がい福祉課」を「高齢・障がい福祉課」に改める。

様式第1号及び様式第5号中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

(伊勢市認知症対応型共同生活介護利用判定委員会設置規則の一部改正)

第10条 伊勢市認知症対応型共同生活介護利用判定委員会設置規則(平成17年伊勢市規則第71号)の一部を次のように改正する。

第7条中「長寿課」を「高齢・障がい福祉課」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

伊勢市電気自動車用急速充電器設置に関する規則をここに公布する。

平成 26 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 15 号

伊勢市電気自動車用急速充電器設置に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、本市が所有する電気自動車用急速充電器（以下「急速充電器」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第 2 条 急速充電器の設置場所は、伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号とする。

(利用時間)

第 3 条 急速充電器の利用時間は、午前 0 時から午後 12 時までとする。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用料金)

第 4 条 急速充電器の利用料金の額は、1 回当たり 300 円とする。

(利用料金の還付)

第 5 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の拒否)

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、急速充電器の利用を拒否することができる。

- (1) 電気自動車の充電以外の目的で利用するとき。
- (2) 前号のほか、市長が急速充電器の利用に支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第 7 条 急速充電器の利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 充電のための駐車スペース（以下「駐車スペース」という。）の枠外に電気自動車を駐車させ、急速充電器を利用すること。
- (2) 他の自動車の駐車及び通行を妨げること。

- (3) 駐車中の他の自動車を損傷するおそれのある行為をすること。
- (4) 急速充電器を利用する充電以外の目的で駐車スペースに駐車すること。
- (5) 急速充電器を損傷するおそれのある行為をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、急速充電器の利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(利用の休止)

第8条 市長は、工事その他の理由により必要があると認めるときは、急速充電器の利用を休止することができる。この場合において、当該急速充電器設置場所の見やすい場所にその旨を掲示するものとする。

(損害賠償)

第9条 急速充電器の利用中の自動車の盗難、損傷及び駐車場内の事故等によって生じた損害その他火災等不可抗力によって生じた損害については、市は賠償の責めを負わない。ただし、その損害が市の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

2 急速充電器を損傷し、又は滅失させた者は、速やかに市長に報告するものとし、市長の指示により速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 16 号

伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則

伊勢市救急業務実施規則（平成 17 年伊勢市規則第 164 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（救急隊の編成）

第 5 条 消防長は、救急救命士（救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）第 2 条第 2 項に規定する救急救命士をいう。）の資格を有する隊員及び救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和 53 年消防庁告示第 2 号）第 5 条第 2 項に規定する救急隊員をもって救急隊を編成するよう努めるものとする。

第 15 条第 1 項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる資器材」を「応急処置及び通信等に必要な資器材で別表第 1 に掲げるもの」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「消防長は、」の次に「救急自動車には、」を加え、「別表第 3 に掲げる資器材」を「応急処置、通信及び救出等に必要な資器材で別表第 2 に掲げるもの」に改める。

第 21 条第 1 項中「感染傷病者搬送・汚染状況報告書」を「感染症傷病者搬送・汚染状況報告書」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 15 条関係）

分 類	品 名
観察用資器材	血圧計
	血中酸素飽和度測定器
	検眼ライト
	心電計

	体温計
	聴診器
呼吸・循環管理用資器材	気道確保用資器材
	吸引器一式
	喉頭鏡
	酸素吸入器一式
	自動式人工呼吸器一式
	自動体外式除細動器
	手動式人工呼吸器一式
	マギール鉗子
創傷等保護用資器材	固定用資器材
	創傷保護用資器材
保温・搬送用資器材	雨おおい
	スクープストレッチャー
	担架
	バックボード
	保温用毛布
感染防止・消毒用資器材	感染防止用資器材
	消毒用資器材
通信用資器材	無線装置
その他の資器材	懐中電灯
	救急バッグ
	トリアージタッグ
	膿盆
	はさみ
	ピンセット

	分娩用資器材
	冷却用資器材

備考

- 1 気道確保用資器材は、経鼻エアーウェイ及び経口エアーウェイを含む気道確保に必要な資器材をいう。
- 2 吸引器一式は、吸引用カテーテルを含む口腔内等の吸引に必要な資器材をいう。
- 3 酸素吸入器一式は、酸素ポンプ、酸素吸入用鼻カニューレ及び酸素吸入用マスクを含む酸素吸入に必要な資器材をいう。
- 4 自動式人工呼吸器一式は、換気回数及び換気量が設定できるものとし、手動式人工呼吸器及び酸素吸入器に含まれる資器材と重複するものは共用できるものとする。
- 5 自動体外式除細動器は、救急救命士が使用するものについては、心電図波形の確認及び解析時期の選択が可能なものが望ましく、地域メディカルコントロール協議会の助言等に応じて備えるものとする。
- 6 手動式人工呼吸器一式は、人工呼吸用のフェイスマスクを含む手動による人工呼吸に必要な資器材をいう。
- 7 固定用資器材は、副子及び頸椎固定補助器具を含む全身又は負傷部位の固定に必要な資器材をいう。
- 8 創傷保護用資器材は、三角巾、包帯及びガーゼを含む創傷被覆に必要な資器材をいう。
- 9 感染防止用資器材は、ディスポーザブル手袋、ディスポーザブルマスク、ゴーグル、N - 95 マスク及び感染防止衣を含む感染防止に必要な資器材をいう。
- 10 消毒用資器材は、各種消毒薬及び各種消毒器を含む消毒に必

要な資器材をいう。

11 分娩用資器材は、臍帯クリップを含む分娩に必要な資器材をいう。

12 冷却用資器材は、ディスプレイザブル瞬間冷却材等とする。

別表第2(第15条関係)

分類	品名
観察用資器材	血糖値測定器
呼吸・循環管理用資器材	呼気二酸化炭素測定器具
	自動式心マッサージ器
	ショックパンツ
	心肺蘇生用背板
	特定行為用資器材
	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡
通信用資器材	携帯電話
	情報通信端末
	心電図伝送等送受信機器
救出用資器材	救命綱
	救命浮環
	万能斧
その他の資器材	汚物入
	在宅療法継続用資器材
	洗眼器
	リングカッター
その他必要と認められる資器材	

備考

1 自動式心マッサージ器は、地域の実情に応じて備えるものと

する。

- 2 特定行為用資器材は、救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条に定める救急救命処置に必要な資器材とし、地域メディカルコントロール協議会の助言等に応じて備えるものとする。
- 3 ビデオ硬性挿管用喉頭鏡は、チューブ誘導機能を有するものとし、地域メディカルコントロール協議会の助言等に応じて備えるものとする。
- 4 情報通信端末は、傷病者情報の共有や緊急度判定の支援等、救急業務の円滑化に資するための機能を有する資器材とし、地域の実情に応じて備えるものとする。
- 5 心電図伝送等送受信機器は、地域の実情に応じて備えるものとする。
- 6 在宅療法継続用資器材は、医療機関に搬送するまでの間において、在宅療法を継続するために必要な資器材とし、地域の実情に応じて備えるものとする。

別表第3を削る。

様式第1号及び様式第3号中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

伊勢市経営戦略会議規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 26 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第3号

伊勢市経営戦略会議規程等の一部を改正する規程

(伊勢市経営戦略会議規程の一部改正)

第1条 伊勢市経営戦略会議規程(平成17年伊勢市訓令第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第11号中「市立総合病院」を「市立伊勢総合病院」に改め、同号を同項第12号とし、同項中第4号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 危機管理部長

第7条中「行政経営課」を「企画調整課」に改める。

(伊勢市事務決裁規程の一部改正)

第2条 伊勢市事務決裁規程(平成17年伊勢市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「及び規則第22条第1項に規定するグループ長」を削る。

別表第1の1の表15の項中「行政経営課長」を「財政課長」に改める。

別表第1の2の表(注)中「室並びに」を削り、「第23条」を「第21条」に改める。

別表第1の3の表11の部(2)の項及び(3)の項、同表13の項、同表(注)2並びに別表第1の4の表3の項、4の項及び7の項中「行政経営課長」を「財政課長」に改める。

別表第2の2の表中(4)の表を削り、(5)の表を(4)の表とし、(6)の表を(5)の表とし、(7)の表を(6)の表とする。

別表第2中9の表を10の表とし、8の表を9の表とする。

